

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（都道府県地域福祉支援計画）

第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

大阪府社会福祉審議会答申(平成14年9月)の概要

※ 事務局（地域保健福祉室地域福祉課（当時））がまとめたもの

これからの地域福祉のあり方とその推進方策について

- 府民のみなさん一人ひとりがこれからの「地域福祉」について考え、取り組んでいただくように -

I はじめに

- ・ これからの福祉は、何か課題を抱えている人に対処するだけでなく、全ての人々が「よりよく生きることができる」ようにすることを目指すことが必要。
- ・ 地域福祉の主役は、みなさん一人ひとり。小学校区を基本としながら、「広域」と「地域」が連携・協力してお互いを支えあう仕組みをつくることが必要。

II これからの地域福祉のあり方

1. 今なぜ地域福祉なのか

(1) 地方分権の推進

- ・ これからは、地域に関わる様々な団体や人が集まって、地域の課題に取り組み、住民自治を高めていくことが求められている。その第一歩となるのが地域住民の主体的な参加による地域福祉への取組みである。

(2) 社会福祉制度の改革

- ・ 福祉サービスが「措置」から「利用」へと転換する中、利用者本位の福祉システムを確立する上で、地域住民が主体となる地域福祉に大きな役割が期待される。

(3) 課題を抱える人々の多様化と見えにくさ

- ・ 野宿生活者、リストラ等による失業者、虐待を受けている子どもなど様々な課題を抱える人々が増えているほか、引き続き重要課題である同和問題、外国人への排除や摩擦の問題などがある。
- ・ また、都市化の進展と地域住民の無視、無関心等により、これらの人々が社会や地域から孤立し、見えにくい状況にあることが課題の解決を困難なものとしている。
- ・ 行政だけでの対応には限界があり、地域住民一人ひとりの理解と行動が必要。

(4) 総合的なサービスの必要性

- ・ これまでの福祉課題への対応は、原則、対象者別に取り組まれ、制度も専門分化しているため、狭間が生じている。
- ・ サービスの総合化、提供条件の緩和、対象者の拡大。その際、地域住民がサービスを考え、行政や民間の活動に活かせるような取組みが必要。
- ・ また、地域での自立生活には、福祉だけではなく、健康づくり、就労、住宅、教育など生活に関わる総合的な取組みが求められる。

2. 地域福祉に関するこれまでの大阪府の取組み

- ・ 民生委員制度のもととなった方面委員制度の創設や、民間による活発な社会福祉活動、隣保館事業、大阪府福祉基金など、「民間」と「行政」が協働して福祉を築いてきた「公民協働型福祉」の伝統。街かどティハウス支援事業、小地域

ネットワーク活動などの先駆的取組み。

- こうした大阪の蓄積を今に活かしながら、「自助」「共助」「公助」さらには民間企業・事業所によるサービスなどが新しい形で重層的に組み合わされた大阪らしい地域福祉を進めていくことが必要。

3. これからの地域福祉の理念

- これからの地域福祉は、「地域と関わる全ての人が地域社会の構成員として日常生活を営み、あらゆる活動に参加することができるよう、社会の新いつながりを構築し、よりよい暮らしづくりを実践する地域社会を創造することを目指すことが必要。

○ 人権の尊重

- 地域で暮らしている人は誰でも社会を構成する一員として平等であり、お互いの人権を尊重し合う必要がある。地域で様々な課題を有し、困難な状況に陥っている人たちの存在をしっかりと認識し、同じ社会の構成員として包み支え合っていくこと（ソーシャル・インクルージョン）が重要。

○ 地域福祉の主人公

- 地域福祉は、よりよく生きたいと考えている全ての人がつくりあげるものであり、地域に「定住」する人々に限定するのではなく、地域と関わりを持つ全ての人や団体、企業の取組みである。

○ ノーマライゼーション社会の実現

- 障がいのある人もない人も、高齢者も、女性も、子どもも、外国人も、地域であたりまえの生活をしていける社会を、力を合わせてつくっていくことが必要。

○ 新しい「つながり」の構築

- 様々な活動主体が積極的に交流し相互理解を深めたりしながら一緒に地域のことを考え、活動を展開していくといったことを通じて、新いつながりを築いていくことが重要。このことが、差別や排除のない地域づくりにもつながる。

○ 新しい「公（パブリック）」の創造

- 様々な主体・活動が連携し、つながりを築くことにより、住民全体に共通する利益を目的として活動する主体、すなわち新しい「公」をつくることが必要。

○ 福祉文化の醸成

- 自分の住む地域に关心を持ち、様々な課題を自分のこととして捉え、解決に向けた取組みを進めていく上で必要なノウハウ、人権感覚等が学べるような取組みを通じて、社会のあらゆる分野で福祉の視点が織り込まれ、特色のあるまちづくりが進められることが福祉文化の醸成につながる。

4. これからの地域福祉の方向

(1) 住民の主体形成

○ 当事者の主体形成

- 同じ課題や悩みを抱える人が当事者組織をつくり、自ら福祉サービスなどを企画、提供するなど、地域福祉の担い手として活動。こうした取組みを広げていくこと、また、当事者組織間あるいは地域の他の住民や住民団体との交流・連携、組織・団体を超えたつながりを築くことが求められている。

○ 地域福祉の担い手の開拓、育成

- ・ 「地域に貢献したい」といった意欲を実際の活動につなぐ情報提供や相談等の支援が必要。この活動を他の団体や専門機関とつなぐコミュニティ・ソーシャルワーカーの確保も必要。
- ・ 地域福祉活動を持続的なものとするために、活動の中心となるリーダーの育成や、ボランティア活動に関し気軽に相談や情報の提供を得られる機能の充実が必要。
- ・ 児童・生徒のボランティア体験等が注目されており、教育委員会と社会福祉協議会、NPO等の連携が必要。
- ・ 伝統的ボランティアに限らず非営利有償・無償の互助活動やパートタイム就労といった柔軟な形態をとっていくことも必要。
- ・ 性別による固定的な役割分担意識を排し、男性の地域福祉活動への関心を高め参加しやすくなるような環境づくりが必要。

○ 多様な主体の交流・連携の場の確保

- ・ 地域福祉活動に関わる様々な主体が、お互いの持つ情報を交換するなど、誰もが気軽に立ち寄れる「交流の場」が小学校区にあるのが理想。そこでは、地域住民が情報の入手や相談ができる、地域における福祉センター機能を持たすことが効果的。

(2) 福祉サービスの総合的提供と利用支援の仕組みづくり

○ 重層的・総合的な相談体制の整備

- ・ 福祉サービスは相談から全てが始まる。地域においてもその窓口が必要であるほか、課題を抱えていてもなかなか相談をしにくい状況にある人のところへ出向く取組みも必要。
- ・ 相談を受ける側は、個人のプライバシーを知る立場にあり、プライバシーの保護や高い人権意識が求められる。相談する側には、それが権利であって何ら恥ずべきではないという意識を持てるような取組みが必要。
- ・ 地域での相談と、広域での高度専門的相談が連携・協力し、相談体制を重層化していくことや民間と専門機関が連携・分担して支援できる仕組みが必要。
- ・ 緊急事案への対応とともに、相談の目的が達成されたかどうか、適宜フォローアップするような継続的支援のシステムが必要。

○ 効果的な双方向の情報発信・提供

- ・ 既存の情報提供手段、新しい提供手段等を効果的に組み合わせながら、地域住民の情報へのアクセスを確保・充実していくとともに、住民の声や情報を拾い上げていくことが必要。
- ・ 情報が必要とする人に届いているか、正確に理解できるものとなっているかどうか確認するということも重要。

○ 選択できる十分なサービス基盤の整備

- ・ 高齢者、障がい者、子どもの各分野別計画に基づき、施設整備等を促進し、十分なサービス量を確保することが必要。
- ・ 居住やサービス提供、地域住民との交流など様々な機能を持った小規模で多機能な施設を街なかに整備していくことが必要。
- ・ 公的サービスだけでなく、民間主体の様々な福祉サービスなどを利用することが必要。

介護保険のケアマネジャー や障がい者のケアマネジメント従事者は、その

活動を通じ、地域で利用者の自立を支援するシステムを提案していくことが求められる。

○ 地域における体系的な権利の擁護

- ・ 自己の判断のみでは意思決定に支障のある人に対する福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う「地域福祉権利擁護事業」の対象者の拡大、契約ができないほどに意思能力が低下している人の権利を適切に擁護する成年後見人が見つからない等の事態を解決する方策について積極的に検討すべき。また、子どもの権利擁護システムの確立も必要。
- ・ 「苦情解決」については、公正・中立な立場から解決を図る「第三者委員」を、全ての施設・事業所で置くよう働きかけていくこと、さらに、第三者委員活動の活性化や市町村における苦情相談の実施も望まれる。
- ・ 公正・中立な第三者機関が行う「サービス評価」が円滑に実施されるよう評価機関が数多く設置されることや、評価を行う調査者の技術向上、評価結果の府民への情報提供などが不可欠。
- ・ 平成13年1月の大坂府社会福祉審議会意見具申（「利用者本位の福祉システム」の構築に向けて）で提言された「利用者の権利宣言」を更に高め、実効性あるものへと発展させていくことが必要。

○ 自立生活の基盤づくりへの支援

- ・ 一人ひとりが、生きがいと誇りを持って、自らの意思と責任によって、自らしい生き方や幸せを追求できる自立した生活を送る上で大きな基盤となるのは、介護等の福祉サービスとともに、健康、就労そして住宅である。
- ・ 地域福祉活動に健康づくり等の取組みを効果的に組み合わせていくなどの仕組みづくりが必要。
- ・ 就労に関しては、行政も率先して厳しい状況におかれた人々の雇用機会の拡大等に取り組むとともに、地域活動を雇用に活かしていく仕組みの検討が必要。
- ・ 住宅に関しては、公営住宅のバリアフリー化をはじめ、民間住宅についても建築技術者の知識・技術の向上や融資制度の活用などを図り、バリアフリー化を促進することが必要。
- ・ 地域住民等の相談、安否確認、外出支援等生活支援、交流の場づくりなどによる高齢者、障がい者等の孤立化防止等の取組み、シルバーハウ징等における生活援助員（ライフサポートアドバイザー）の活用による生活指導・相談等の住まいにおける安心確保の取組みを進めるなど住宅施策と福祉施策の連携強化。
- ・ 障がい者等の施設から地域生活への円滑な移行を支援するため、グループホームの整備等を進めることが必要。
- ・ 野宿生活者等の自立を図るため、就労支援、地域での居住確保の検討など、行政として積極的に取り組んでいくことが求められる。

（3）サービス提供主体の多元化・ネットワーク化

○ 社会福祉協議会、社会福祉法人、民生委員の機能充実

① 社会福祉協議会

- ・ 当事者団体、NPOなど、地域における様々な団体が対等な立場で参画し、そこに行けば問題解決の糸口が見つかり、専門家との連携もできているという「幅広い地域福祉に対応できるネットワーク」をつくることが必要。

② 社会福祉法人

- ・ NPO、企業等新たな主体の模範となることが必要。

- ・ 社会福祉施設を地域に開かれた施設とし、地域福祉の推進に貢献すること、地域での福祉課題に専門領域を超えて取り組むこと、さらに、切迫した事情を抱える人や、より困難な課題を抱えた人を積極的に施設で受け入れるといった姿勢が必要。

③ 民生委員

- ・ 現状を点検して、本来の役割を明確にし、民生委員が活動しやすい環境づくりが求められる。研修の充実などにあわせて、民生委員の活動を専門機関がバックアップしていく仕組みが必要。
- ・ 民生委員は、積極的に地域住民に対して自らの活動を明らかにしていくとともに、愛称を用いることによって、地域住民に親しみが持てるようにしていくことも必要。
- ・ 大阪では、数多くの在日韓国・朝鮮人等外国人が生活をしており、地域貢献に対する意欲を持つ人が数多く出てきている中で、このような人達が、民生委員として活動できるようにしていくことも必要。

○ 福祉NPO等活動主体への支援

- ・ ボランティアグループからNPO等への法人化を希望するところには、その手続や法人経営のノウハウなど、専門家によるアドバイス、支援が必要。
- ・ 同じNPOの立場で必要な支援を行う中間支援組織が、今後もNPOの発展に向けた推進役となっていくことが期待される。
- ・ 活動を行う上での拠点や、他のNPO、福祉活動を行う団体との交流の場も必要。

○ 地域資源の活用

- ・ 地域における人材、施設などの資源の情報が簡単に入手できる仕組みが必要。公共施設の利用については、部局を超えた行政の連携と利用制限の緩和が重要。

5. 地域福祉の計画的な推進

(1) 基本的な姿勢

- ・ 地域福祉は、幅広い生活関連分野の取組みを必要とし、行政も基本構想・計画にその推進を位置付け、共通の目標達成に向けた計画的な取組みが求められる。
- ・ 地域福祉計画は、当事者を含めた幅広い地域住民の参画を得て、行政と民間が対等な立場で協働して取り組んでいくことが求められる。

(2) 行政の役割

- ・ 地域福祉活動がスムーズに行われるよう、財政的支援、人的・技術的支援、相談・情報提供などの基盤整備、緊急を要する事態への対応といった役割を担う。
- ・ 長期的な視点に立って、継続的な実態把握、現状分析を踏まえた政策づくりと情報の開示などが必要。また、縦割りの硬直した行政体質を克服するなど、絶えざる自己革新に努めるとともに、行政間等の連携・協力体制を築いていくことが必要。

○ 市町村の役割

- ・ 市町村は、社会福祉協議会や民生委員と連携・協力しながら地域福祉活動の調整役を果たすことが必要。
- ・ 福祉事務所などを核として、その役割を果たせる専門家を配置するなど、住民等による地域福祉活動を支援するための体制の整備、人材の確保が求められる。

○ 大阪府の役割

- ・ 府は、広域自治体として、民間や市町村では対応することが困難あるいは非

効率な分野を担うことが必要。

- 具体的には、専門相談、福祉専門人材の一元的な養成・確保、専門性を活かした技術的支援や財政的支援、制度改正に関する国への働きかけなど。
- 社会福祉法人等への監査や指導監督は、利用者が安心してサービスを受けられるための重要な役割。

(3) 市町村地域福祉計画の必要性

- 地域住民、地域団体等が明確な目標をもって地域福祉を推進していくためには、地域住民が参画し、議論を重ねて合意形成を図りながら作り上げた計画が必要。
- 地域福祉計画は、地域住民が主体的に参画することから、他の福祉分野の個別計画について、住民の視点で見直していくにあたっての参考となるだけでなく、地域住民の主体的な活動を通して地域に関わる各種計画の推進に大きな役割を果たす。

(4) 市町村地域福祉計画の策定にあたって

○ 各市町村の有する課題に応じた策定委員会の構成

- 地域福祉計画の策定委員会の委員には、地域の課題の当事者や関係諸機関、学識者などが参画し、計画と一緒に策定していくといった考え方が必要。

○ 住民の主体的参加とルールづくり

- 地域福祉計画の策定作業の中で、住民との懇談会を開催し、幅広い住民の意見を直接聞くことも大切。特に、こうした機会への参加を種々の要因で阻まれている人たちが、幅広く参加できるようにすることが必要。
- その際、地域住民一人ひとりが、自分たちの手で住みよいまちにするためには、どうしたらいいかという観点から発言するようなルールづくりが必要。

○ 地域におけるニーズや課題等の把握

- 小地域の実態や住民意識をきっちりと調査、把握することが必要。既存の調査等も積極的に活用し、行政と住民、企業等の事業者、大学等の教育文化機関が課題を共有することが重要。

○ 目標の設定と評価の仕組み

- ボランティアセンターの登録者数やその中で実際の活動につながった人の数、地域福祉活動拠点の整備数などの定量的な目標を設定することが考えられるほか、地域住民が自分たちのまちをこんなふうに住みよいまちにしたいという目標も欠かせない。数字で把握することが困難であるような目標であっても、「わがまちの福祉ウォッチング」、「わがまちの宝さがし」といった形で、住民自身がそれらの目標にどれくらいの点数を与えるかといった評価も興味深い。
計画を見た地域住民が、「自分も参加したい」、「自分もこれができる」といったように、身近に感じることができ、具体的なイメージが湧くような目標を公民協働でつくっていくことが必要。

III 地域福祉の推進方策

1. 重層的な健康福祉セーフティネットの構築に向けて

- 大阪府は、健康福祉を支える人材の確保・育成や高度専門的相談への対応など、広域団体の役割を果たしつつ、地域・市町村が創意工夫により主体的に健康福祉の諸活動を進めることにより、府域の福祉水準向上が図れるよう取り組むことが

必要。

- ・ 市町村地域福祉計画は、計画策定からの各段階を通じ、住民主体原則で取り組む計画。地域の実情に応じたモデル的・先駆的取組みの検討・実践を積み重ねることにより、地域特性を活かした大阪らしい地域福祉の姿をつくり上げることが必要。
- ・ 全ての府民が、健康で生きがいと誇りを持って自立生活を送れるよう、部局の垣根を取り払い、市町村、府民、事業者との連携協力により、「重層的な健康福祉セーフティネット」の構築を図ることが必要。特に、地域での見守り・つなぎ・相談の地域ネットはその根幹であり、小地域ネットワーク活動や隣保館事業等を基盤に、地域資源を活用した重層的相談機能の整備等（地域健康福祉セーフティネット構想）が必要。
- ・ 大学等教育機関、民間事業者や職能団体、行政の連携による人材育成と地域づくりを併せて行うモデル的事業の実施や活動を適正に評価し、次の取組みに活かすシステムの構築（地域福祉支援・協働サイクル構想）に取り組んでいくことが必要。
- ・ 大阪府、市町村とも、危機的な財政状況にあるが、このような時期だからこそ、福祉分野をはじめ生活関連分野の施策を地域住民とともに「住民本位」に抜本的に見直す地域福祉計画の策定は意義があり、それを支援する府の役割は大変重要。次の8つの視点に立って、地域福祉支援計画への反映と効果的・効率的な施策推進を期待する。

○ 大阪府地域健康福祉施策の推進の視点

地域・市町村支援の視点

- 地域の主体性、地域特性に基づく市町村の自主性・主体性の尊重
- 既存の資源・マンパワーの「小規模多機能化」、「再活性化」などによる有効活用
- 地域の住民、当事者の主体的参画の促進
- 画一的な給付でない生活関連分野との連携による、一人ひとりの状況に応じた継続性のある支援システムの構築
- 先駆的取組みに対する評価、普及
- 効果的な事業推進サイクルの確立

広域的な役割からの視点

- 広域的・専門的サポート体制の構築
- 各種計画に基づく着実なサービス基盤整備

2. 重点的な取組み方向

(1) 地域における課題の共有化の仕組み

地域のつながりが薄れる中で、一人ひとりの生活上の困難や地域の課題を発見、共有することが不可欠。地域の計画や交流基盤づくりの支援等を進めることが必要。

- ① 地域福祉計画の策定促進(市町村計画策定に対する各種支援 等)
- ② 地域住民・団体が交流する「プラットホーム」の形成
(社会福祉協議会のコーディネート機能強化促進)

(2) 地域における総合相談・情報アクセス機能の確保

身近な地域で、誰もが必要な情報を得ることができ、気軽に相談ができる機能の整備と専門機関等への適切なつなぎ機能の強化を進めることが必要。

- ① 小地域における相談機能の強化
(気軽な相談機能充実支援、民生委員の研修・サポート体制充実 等)
- ② 概ね中学校区での拠点的相談・情報提供機能整備(地域福祉センター的機能整備)(在宅介護支援センター、隣保館等既存機能の活用)
- ③ 市町村の相談機能の充実(専門研修、職能団体との連携による相談体制充実等)

(3) 地域における見守り・発見・つなぎ機能の確保

住民が抱える課題は多様、かつ見えにくくなっている現状の中、地域で課題を抱える人を把握、必要な情報やサービスに適切につなげる取組みを進めることが必要。

- ① 小地域ネットワーク活動の充実(NPO、当事者団体等とのネットワーク強化 等)
- ② 福祉サービスの利用支援の充実(地域福祉権利擁護事業等の充実・活用促進等)

(4) 地域における課題解決のためのアプローチと継続的支援体制の整備

深刻なケースの緊急対応を行行政としてしっかりと受けとめるとともに、予防も含め一人ひとりの課題に応じたサービスを専門的見地からコーディネートし、自立支援を基本に継続的な取組みしていくことが重要。

- ① 個別支援プランの作成・指導
(既存機能の活用等による全ての要援護者対象のケア・ケース検討の実施支援)
- ② 専門相談機能充実と関係機関ネットワーク
(相談機関のネットワーク構築、相談技術等の研究・開発促進 等)

(5) 地域における様々な活動主体の支援と「つながり」を創出する場づくり

健康福祉の取組みは、個人レベルでの共通した課題への対処を端緒に、これらの活動が重なり合い、刺激し合う形で、その成果を生むことから、地域のこうした活動を活発化させていくことが必要。

- ① 身近な交流の場づくり(地域資源を活用した多用な交流の場づくり支援 等)
- ② 住民の主体的・自主的活動の促進(当事者組織、福祉NPO等の育成支援 等)

(6) 地域における一人ひとりの状況に応じた自立生活の支援

一人ひとりが、生きがいと誇りを持ち、自立生活を営んでいくよう、介護等の福祉サービスとともに医療や就労・居住機能等の支援を行っていくことが必要。

- ① 医療・就労・居住へのつなぎの強化
(無料低額診療事業の活用促進、地域における就労支援活動の支援 等)
- ② 地域における自立生活基盤の充実
(グループホーム、グループリビングなど、多様な居住機能の確保支援 等)

(7) 地域福祉サポートの体制強化と仕組みづくり

地域福祉の活動を支え、高めていく上で、幅広い人づくり、システムづくりが重要。実践を通じた研修や交流、地域の新しい発見を支援する仕組み、当事者が参画した地域福祉支援計画の実施状況の評価を行う機能を整備していくことが必要。

- ① 福祉マンパワーの育成
(関係機関・団体の連携による地域での福祉学習・福祉教育の促進 等)
- ② 循環発展型評価システムの構築
(第三者機関による事業推進サイクルの展開を評価・支援するシステムづくり等)

第1期大阪府地域福祉支援計画に基づく主要事業

1 コミュニティソーシャルワーク機能配置促進事業（平成16～20年度）

(1) 事業の概要

高齢者、障がい者等地域の要援護者に対する「見守り・発見(安否確認)、相談、必要なサービスや専門機関へのつなぎ」機能を強化するため、中学校区等の単位で設置するいきいきネット相談支援センターにコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置する市町村に対し補助を行う。

【補助基準額・補助率】

補助基準額：人件費480万円、活動費100万円 補助率：1／2

ただし、本事業の普及を促進するため、民間施設に配置する場合に限り、大阪府地域健康福祉支援市町村総合補助制度により市町村が負担すべき1／2分を特別に上乗せ補助

(2) コミュニティソーシャルワーカー(CSW)とは

コミュニティソーシャルワークとは、イギリスにおいて提案されたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすることをめざすもの。コミュニティソーシャルワーカーとは、このコミュニティソーシャルワークを行う者のこと。

本事業におけるコミュニティソーシャルワーカーは、社会福祉士、精神保健福祉士、5年以上の経験のある保健師等の専門性を有し、かつ、府が実施する養成研修を修了した者をもってあてることとしている。

(3) あるCSWの1日（市町村社会福祉協議会配置、40歳代女性、社会福祉士）

○月○日

8:45	認知症徘徊者の搜索対応
10:00	なんでも相談
10:30	ケース会議（高次脳機能障がい）
11:30	家庭訪問
13:30	住民活動のためのアンケート作成
15:00	電話相談
15:30	認知症徘徊者の搜索対応
16:00	ケース会議
19:30	認知症徘徊者の搜索対応
20:30	業務終了

○月○日

8:45	CSW会議記録作成
10:00	団塊世代の会（地域活動）出席
13:00	ケース対応 相談・調整
14:30	地域福祉調査に関する有識者との打ち合わせ
15:30	一人暮らし高齢者に関する調査協力を関係機関に依頼
19:30	残務処理後、業務終了

(4) CSWの活動事例

制度の狭間への対応事例

住居をゴミ屋敷にして、地域から孤立した一人暮らしで判断力が乏しくなってきた70歳代の女性への支援を行った事例

CSW介入の必要性

- ゴミ収集癖を持つ者に対する既存のサービスがない。
 - ・ 介護保険を申請したが、本人の訪問拒否のため、認定不可能。
 - ・ 保健センター、民生委員等に対しても訪問拒否。
- 個人で大量のゴミの廃棄を行うには費用面の負担が大きい。
 - ・ 市の廃棄物担当課による処理は有料

CSWの活動による効果

- ボランティアや古紙回収業者と協力して元の状態に戻すとともに、廃棄物担当課・環境事業組合・保健所・ボランティアとの連携により、大量のゴミを処理する体制と、地域の見守り体制を構築。
⇒ CSWがいなければ、本人の健康が害されるとともに、近隣とのトラブルが深刻化するおそれ

複数課題への対応事例

若年性認知症が進み、徘徊行動が出てきた50歳代の親の介護と2歳の子どもの育児に悩み、地域から孤立した女性への支援を行った事例

CSW介入の必要性

- 複合する課題にワンストップで対応できる既存の相談体制がない。
 - ・ 介護保険制度の利用は可能であるが、本人が利用拒否
 - ・ 子ども家庭センターでは子どもに関することのみ
 - ・ 地域包括支援センターでは介護に関することのみ

CSWの活動による効果

- 親、本人、子ども揃っての校区ミニデイサービスへの参加を促すとともに、介護者家族の会を紹介。
 - ・ 市に働きかけた結果、徘徊者に対応するメールサービスが誕生。
- ⇒ CSWがいなければ、親、本人、子どもの三者共倒れのおそれ

2 大阪府地域健康福祉支援市町村総合補助制度（平成17～20年度）

(1) 目的

既存の府単独補助事業や市町村提案型の事業をメニュー化した「地域健康福祉総合補助制度」を創設し、市町村が自主性・独自性を発揮して地域の実情に応じて、地域における健康福祉セーフティネットづくりや地域福祉活動の支援、高齢者、障がい者等に対するサービスや事業を展開できるよう支援する。

(2) 地域健康福祉支援市町村総合補助制度のうち、市町村提案型事業及び特別支援事業の概要

① 地域健康福祉施策市町村提案事業

市町村の創意工夫により、地域健康福祉施策の推進を図ることができるよう、市町村が提案する事業に対し補助する制度。

一般提案事業とモデル事業がある。

一般提案事業は、「生きがいづくり、見守りセーフティネット」、「地域福祉計画推進」、「高齢者自立支援等推進」、「障がい者地域生活支援」、「地域子育て支援」等の府が設定するテーマに基づき、提案する事業等であり、モデル提案事業は、同様のテーマに基づき、特に市町村が行う独創性・先導性の高い事業として採択するもの。

※ 事業の成果については、地域福祉支援計画推進委員会において評価し、委員会からの意見を今後の事業改善に反映。

【補助基準額・補助率】

○一般枠：

- 中学校区数に単価を乗じる方法で積算。（補助率1／2）

基礎額 200万円（1校区分）

加算額（2～10校区まで） 1校区増すごとに 100万円

加算額（11校区以上） 1校区増すごとに 50万円

○モデル事業枠：

- 500万円（定額）

府内で5箇所（地域福祉支援計画推進委員会において事業選定）

② 地域健康福祉施策特別支援事業

府として特に推進を図るべき府単独補助事業について、通常の補助率（2分の1）を超える部分に補助を行う。

【対象事業】

- コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業
- 障がい者サービス利用サポート事業（障がい者生活支援センター・パワーアップ事業）
- 街かどデイハウス支援事業

(3) 本制度に基づき支援した地域健康福祉施策市町村提案事業

① 一般提案事業（主なものを抜粋）

市町村名	事業名	事業内容
豊中市	福祉なんでも相談窓口設置等事業	概ね小学校区ごと（38地区）に既存施設を活用し、高齢・障がい・子ども等の枠にとらわれず、地域住民が気軽に相談できる窓口を設置し、民生・児童委員や校区福祉委員が相談に応じ、専門機関へのつなぎを行う。
池田市	子ども見守り隊運営事業	地域で子どもの見守りを行う「池田市子ども見守り隊」を設置する。隊員は公募により登録し、地域で安心して子育てができるよう見守り機能の強化を図るとともに、市に連絡・提言を行う。
枚方市	枚方市福祉移送サービス共同配車事業	福祉有償運送事業者や介護タクシー事業者の配車を一元化し、利用者の希望する日時・場所等を調整する共同配車センターを設置する。
茨木市	地域主体健康づくり支援事業	一人暮らし高齢者が多いなど他地域に比べ、健康管理上の課題を抱える校区の健康水準の確保・向上を図るため、研修会や講演会の開催等さまざまな健康づくりの取組みを行う。
寝屋川市	ファミリー・サポート・センター事業における障がい児への支援促進事業	現行のファミリー・サポート・センター事業では対応しきれない障がい児とその家族を支援するため、障がい児の送迎、預かり等の援助をする会員の育成・増員を図る。
和泉市	和泉市地域福祉推進事業	地域住民が安心・安全に暮らせるよう以下の地域づくり推進事業を行う。 <ul style="list-style-type: none">・ 21 小学校区で、災害時における要援護者支援の取組みについてのワークショップを開催・ 地域福祉（防災）シンポジウム開催・ 地域福祉コーディネータースキルアップ研修修了者を対象に、防災関係の講習を開催・ ボランティアフェスティバルに防災のブースを設置し、防災に対する意識の啓発
羽曳野市	ふれあいネット雅び運営事業	一人暮らし高齢者等に対し、地域での見守り・声かけ等の支援を行うため、校区福祉委員会の活動をベースに「ふれあいネット雅び」を実施する。「ふれあいネット雅び」住民参加の自主的な福祉活動（校区福祉委員会の小地域ネットワーク活動等）と保健師・ケアマネジャー、医師会等の専門職種・行政が協働し、高齢者等を地域で支えようとする取り組み。
阪南市	くらしの安心ダイヤル事業	一人暮らし高齢者や障がい者等（災害時要援護者）が地域で孤立することを防止するため、住民による支えあい体制を支援するとともに、災害時の安否確認体制を整備する。

② 先導的地域健康福祉施策推進モデル事業（主なものを抜粋）

市町村名	事業名（実施年度）	事業内容
豊中市・和泉市の共同事業	地域福祉P D C A サイクル構築事業（平成19年度）	次期地域福祉計画策定に向けて地域福祉ニーズを把握するため、2市・2社協共同による住民意識調査を実施し、計画評価の指標を確立して次期計画改訂に反映するP D C A サイクルの構築を目指す。
八尾市	障がい者作業所 アンテナショップ運営事業（平成19年度）	アンテナショップ「ええショップいろどり」を授産活動活性化の拠点とし、PR活動や販売促進活動に努める。また、企業や市民を巻き込んだアンテナショップを支援する組織作りを行う。
	アンテナショップを活用した職場適応のための研修及び就労実習等（平成20年度）	障がい者アンテナショップ「ええショップいろどり」を活用し、未就労の在宅障がい者や小規模通所授産施設等の利用者を対象として、職場適応や来店者対応に必要な研修及び就労実習を実施する。また、授産製品の商品価値を上げて授産施設等で働く利用者の工賃引上げにつなげるため、新製品のアイデアや品質向上について検討する「いろどり」ブランド選定委員会を開催する。
大東市	もーっと、元気でまっせ！大東プロジェクト（平成17年度）	健常体操「元気でまっせ体操」の普及、地元住民を主体とした体操教室の開催、「介護予防出前講座」の実施等によって、元気な高齢者の健康維持と生きがいづくりを目指す。
	認知症になったって安心して暮らせるまちづくり（平成18年度）	認知症について楽しく理解できる演劇を制作するとともに、認知症サポーター養成講座を開催し、将来的には、認知症で困っている高齢者やその家族の見守りや徘徊時の協力体制を整備する。（演劇制作を中心とする部分を提案）
	大東 みんなで見守りやそりや安心～迷い人・徘徊キヤッチシステム～（平成20年度）	①認知症高齢者の徘徊や障がい者（児）の迷い人を早期に発見、保護できるよう住民、警察、消防の連携によるメールを活用した見守りシステムの構築・運営を行う。②企業に対し、認知症の方への対応を学ぶ講習を実施し、受講企業にはステッカーを授与する。③市民の認知症への理解を深めるための啓発事業を実施するとともに、認知症に理解を深めた企業や住民等を巻き込み、見守りシステムへの協力員を増やし、地域で認知症の方等を支えるしくみの構築を目指す。
熊取町	総合的子ども福祉施策推進事業（平成17年度）	子どもと家庭を対象とした一貫した取組みを推進するため、福祉・保健・教育等の枠を超えた庁内横断的会議の開催、専門相談員によるケース把握、地域子育てボランティアとの連携等、総合的に子ども施策を推進する。
	共育ち支援事業（平成18年度）	親支援に係る委員会・懇談会の立ち上げや親が良質な情報を得て学びあう環境の整備、町立保育所をモデル保育所とした親支援強化の取組みを通じ、親の学びあいと交流を促進し、家庭と地域の教育力（子育て力）向上を図る。

3 社会起業家の育成・支援のための取組み

(1) 平成15～16年度 「社会起業家育成支援プロジェクト」

地域でのさまざまな福祉課題を解決する社会起業家の活動を支援する体制を整備するため、平成15～16年度にモデル事業として以下の事業を実施。

① 社会起業家育成支援モデル事業

福祉分野のコミュニティ・ビジネス（CB）に対してサポート（コンサルテーション、マーケティング、PR支援、助成金へのつなぎ等）を行う中間支援組織を公募。優秀な提案を行った団体に補助を行う。

（600万円を助成。）

4つの視点（①コンサルテーション、②サポート人材づくり、③ネットワークづくり、④ファンドレイ징）にたったモデルの構築を目指す。
→ NPO法人寝屋川あいの会を実施団体として選定

② 社会起業家ナレッジバンク事業

中間支援組織がコンサルテーション等の事業を円滑に行うことができるよう、ビジネススキル（経験）を有する人材を登録し、活動団体にあっせんするとともに、成功した事業を手がけている団体を登録し、そのフランチャイズ化や団体間のコラボレーションを支援するナレッジバンクを設置。運営方法を提案公募し、上記のモデル中間支援組織に併せて委託。（委託料：400万円）

③ 社会起業家ファンド

既存の基金やエコマネー、寄附等をモデル中間支援組織が集約し、質が高いと認められる活動団体に対して、資金提供の橋渡しを行う仕組みを構築。（1団体100万円を上限に助成。）

(2) 平成17～19年度 「社会起業家育成支援基盤づくり事業」

（財団法人大阪府地域福祉推進財団に委託）

① 中間支援の基盤づくり事業

先輩的・当事者的な立場から社会起業家を支援（コンサルテーション活動、ソーシャル・マーケティング支援、社会起業家カフェ、社会起業家見本市などの企画・運営）する中間支援組織を公募。

各年度5団体を選定し、1団体300万円を上限に支援。

② 大阪府福祉基金社会起業家ファンド助成事業

中間支援組織から推薦された「スタート段階」の社会起業家の事業に対し、大阪府福祉基金を活用し資金面で支援。

1団体50万円（平成17年度のみ100万円）を上限に支援。

（平成20年度も継続）

③ 「支え手」と「担い手」のつながりづくり事業

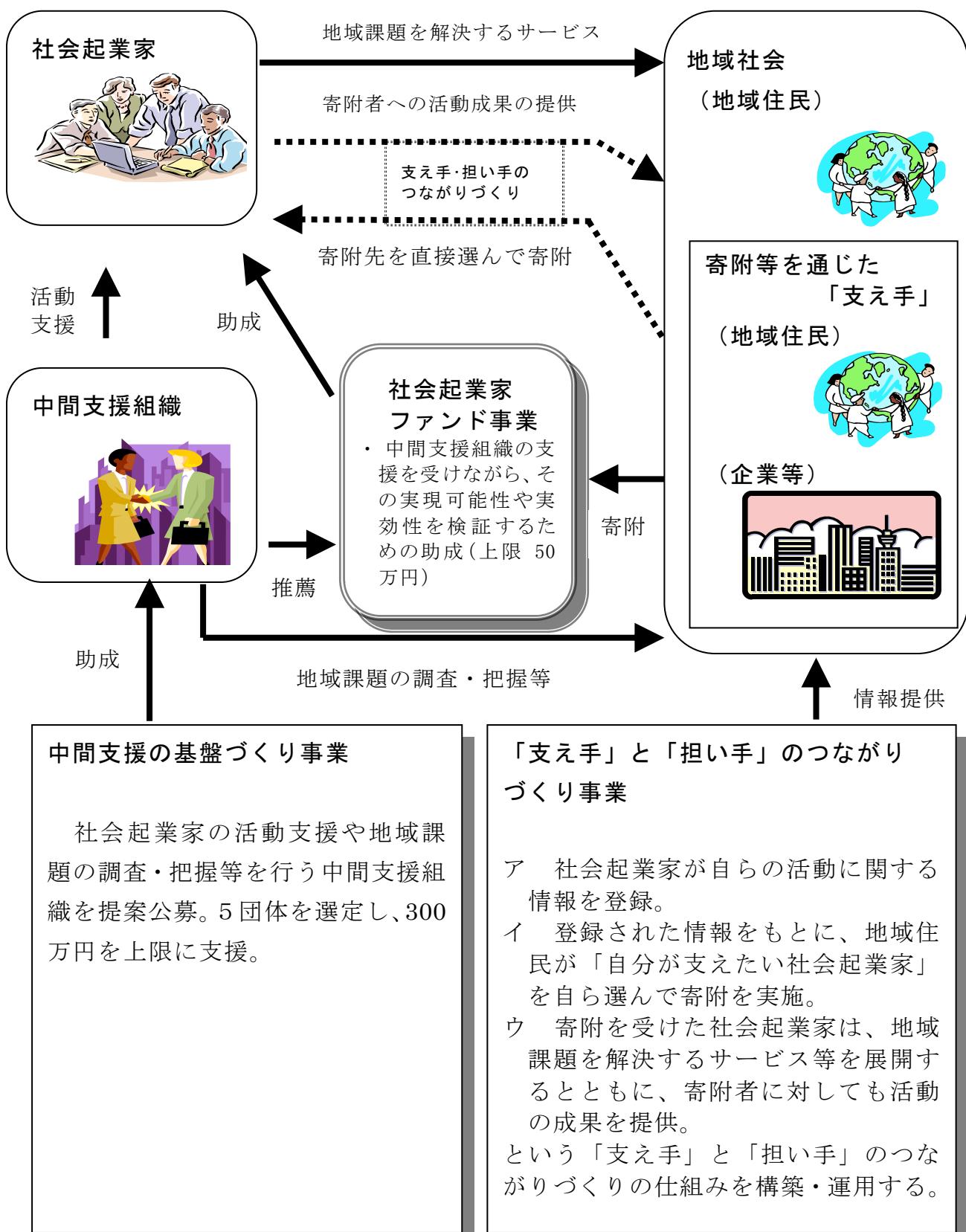
ア 社会起業家が自らの活動に関する情報を登録。

イ 登録された情報をもとに、地域住民が「自分が支えたい社会起業家」を自ら選んで寄附を実施。

ウ 寄附を受けた社会起業家は、地域課題を解決するサービス等を展開するとともに、寄附者に対しても活動の成果を提供。

という「支え手」と「担い手」のつながりづくりの仕組みを構築・運用する。

社会起業家育成支援基盤づくり事業のイメージ図



社会起業家ファンド助成対象団体（平成17～20年度）

【平成17年度】（助成を行った9団体のうち、主な団体の名称と事業概要）

団体名	事業概要
(特活) み・らいす	知的障がいをもつ人のアートを服や雑貨等のデザインに使うことで、知的障がいをもつ人が収入を得ることができるよう、ファッション関係企業との提携により、商品を製作、販売するための企画・営業を学生とともにを行う。また、これを通じてさまざまな違いを認め合う社会をめざす。
(特活) まんぼう	知的障がい者と健常者との相互理解をめざし、ミュージカル・バラエティ「楽笑・まんぼうショー」の公演活動を展開する。また、創造的な自主製品の販売で、障がい者の給料の向上を目指す。

【平成18年度】（助成を行った6団体のうち、主な団体の名称と事業概要）

団体名	事業概要
チーム てこ (現花しょうぶ)	気軽に立ち寄れる地域の世代間交流スペースを設けるとともに、多様な世代が交流することができるイベントを企画することにより、地域コミュニティの活性化に取り組む。 平成19年10月にオープンした地域交流スペース(花しょうぶ)では、多世代にわたる地域交流の場として機能し始めている。
(特活) ふれあいネット ひらかた	商店街の空き店舗を利用して、地域の子育て応援ひろばを運営し、子育て中の親子を対象に食育料理教室や親子クッキング、ヨガなどの子連れカルチャー教室を開催する。また、商店街の買い物客等を対象とした一時保育を実施する。

【平成19年度】（助成を行った13団体のうち、主な団体の名称と事業概要）

団体名	事業概要
(特活) 羽曳が丘 E&L	集会所・ビオトープ・幼稚園・小学校・道の駅を拠点にしてアート事業を開催し、子どもから高齢者までの幅広い世代のまちづくり参加を促進する。ビオトープフェスタは2回/年開催し、約1200人/回の参加者になっている。参加者増加が魅力あるまちづくりの成果と思っている。
(特活) 住まいみまもりたい	高齢者とニートとの交流を図り、ともに物づくりに取り組み、その商品をネットショップやフリーマーケットで販売すること等により、ニートの社会参画を支援する。

【平成20年度】（助成を行った6団体のうち、主な団体の名称と事業概要）

団体名	事業概要
(特活) ライフサポート路木	ホームレス等の就労支援の場を作り出すとともに、環境問題やホームレス等の社会問題を広く訴えるツールとして活用するため、忘れ物・使用済みの傘等廃棄処分となるものを再利用してエコバックを作製し、デパートやイベントで販売する。
ハコプロ(haco-project)	福祉施設で作られた授産製品をオリジナルの箱に詰め合わせ、全国の雑貨店、ギャラリー等で販売してもらうプロジェクトに取り組むことで、授産製品の販売の機会を増やすとともに、障がい者に対する社会の理解を高める。

大阪府地域福祉支援計画推進委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 大阪府地域福祉支援計画を円滑に推進するとともに、市町村における地域福祉計画に基づく事業の推進及び先進的な取組みの普及・拡大を図ること等により、府内の地域福祉の水準を高めていくため、大阪府地域福祉支援計画推進委員会（以下、「推進委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 推進委員会は、次の各号に定める事項について調査審議する。

- 一 大阪府地域福祉支援計画の策定に関すること
 - 二 大阪府地域福祉支援計画の進行・管理・評価に関すること
 - 三 市町村の地域福祉活動に係る評価、助言に関すること
 - 四 その他地域福祉の推進に関すること
- 2 推進委員会は、地域福祉に識見のある委員20名以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は再任されることができる。

(専門委員)

第3条 推進委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干名を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第4条 推進委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、推進委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 緊急に決定する必要がある事項について推進委員会を招集することができないとき、又はその審議事項の内容により支障がないときは、委員長の判断により書面又は電子メールによる会議を開催することができる。

(部会)

第6条 推進委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員（以下、「委員等」という。）は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を推進委員会に報告する。

5 前3項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、推進委員会が定める。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉推進室地域福祉課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

平成 21 年 3 月現在

大阪府地域福祉支援計画推進委員会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職
梅原 勝美	大阪府民生委員児童委員協議会連合会副会長
大友 章三	(特活) CIL 豊中副理事長
勝部 麗子	(社福) 豊中市社会福祉協議会 副主幹兼地域福祉係長
小菓 裕成	(社) 大阪府医師会 理事
○ 斎藤 弥生	大阪大学大学院人間科学研究科准教授
澤井 勝	奈良女子大学名誉教授
芝野 松次郎	関西学院大学人間福祉学部教授
関川 芳孝	大阪府立大学人間社会学部教授
田垣 正晋	大阪府立大学人間社会学部 准教授
田中 文子	(社) 子ども情報研究センター 所長
田村 満子	(有) たむらソーシャルネット 代表
中山 英嗣	河内長野市 保健福祉部 福祉政策室 地域福祉課長
久 隆浩	近畿大学理工学部教授
平澤 徹	(社福) 大阪府総合福祉協会理事長
藤井 博志	神戸学院大学総合リハビリテーション学部准教授
法橋 聰	近畿労働金庫 地域共生推進室室長
◎ 牧里 每治	関西学院大学人間福祉学部教授
山田 早苗	(社福) 大阪府社会福祉協議会事務局長
山田 裕子	(特活) 大阪NPOセンター 理事兼事務局長
要田 洋江	大阪市立大学大学院生活科学研究科 教授

◎は委員長、○は委員長職務代理者

大阪府地域福祉支援計画推進委員会の審議経過

	開催日	主な内容
第1回	平成 20 年 8 月 27 日	<ul style="list-style-type: none">・委員長等の選任及び部会の設置について・第1期大阪府地域福祉支援計画の進捗状況について・第2期大阪府地域福祉支援計画の策定方針について
第2回	平成 20 年 10 月 20 日	<ul style="list-style-type: none">・大阪府地域福祉支援計画推進委員会の進め方について・第2期大阪府地域福祉支援計画骨子（案）について
第3回	平成 20 年 12 月 8 日	<ul style="list-style-type: none">・第2期大阪府地域福祉支援計画(素案)について
第4回	平成 21 年 1 月 13 日	<ul style="list-style-type: none">・第2期大阪府地域福祉支援計画（案）について
第5回	平成 21 年 2 月 9 日	<ul style="list-style-type: none">・第2期大阪府地域福祉支援計画（案）について・委員からの意見・提言・会場参加者との意見交換

※ 第5回委員会は、大阪府地域福祉支援計画シンポジウムとして開催。

